

公募型プロポーザル方式（技術者評価型）に係る手続開始の掲示について

次のとおり技術提案書の提出を公募します。

この公募型プロポーザル方式（技術者評価型）にかかる手続は、当掲示によるほか、長野県公募型プロポーザル方式（技術者評価型）試行要領（最終改正 令和 7 年 3 月 17 日付け 6 建政技第 374 号）及び長野県公募型プロポーザル方式試行に係る情報の取り扱い要領（最終改正 令和 2 年 3 月 24 日付け元建政技第 454 号）に示すとおり。

1 業務の概要

- (1) 業務名 令和 7 年度 森林路網 D X 推進事業 森林路網（林道）デジタル情報収集調査業務
- (2) 業務の目的 森林路網（林道）のデジタル情報を収集、情報基盤を整備し、森林資源の適切な管理と持続的な利用に資することを目的とする。
- (3) 業務内容 森林路網（民有林林道）のデジタル情報収集調査 252 路線
森林路網（民有林林道）のデジタル情報基盤整備 252 路線
森林路網（民有林林道）のデジタル情報活用人材育成
- (4) 技術提案を求める具体的内容 ア 森林路網のデジタル情報収集調査に関する技術、手法
イ 森林路網のデジタル情報基盤整備に関する技術、手法
ウ 森林路網のデジタル情報活用人材育成に関する方法等
現地研修会・ワークショップに関する提案
エ 業務実施体制、業務の進め方及び工程、その他提案
オ 費用（見積金額）とその内訳
- (5) 業務箇所 上松町、南木曽町、木曽町、木祖村、王滝村、大桑村、大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村
- (6) 履行期限 令和 8 年 3 月 10 日
- (7) 業務実施上の要件 業務仕様書（案）のとおりに
- (8) 成果物 業務仕様書（案）のとおりに
- (9) 業務想定額（費用上限額） 概ね 15,543 千円（税込）
- (10) 本プロポーザルは、森林路網（林道）デジタル情報収集調査業務に係る技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、最適候補者を選定するために実施するものである。提案書は、選定を行うための資料とするものであり、県が提案された内容に拘束されるものではない。

2 技術提案書の提出者に必要とされる要件

- (1) 長野県建設コンサルタント等の業務の入札参加資格のうち、建設コンサルタント（森林土木又は道路）を有する者であること。
- (2) 建設コンサルタント（森林土木又は道路）業務について、建設コンサルタント登録規程（昭和 52 年 4 月 15 日告示第 717 号。以下同じ）に基づく登録のある者。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

- (4) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日 22 建政技第 337 号、以下「入札参加停止措置要領」という。）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 県発注の他の対象業務において、委託契約約款第17条に基づく「設計図書と業務内容が一致しない場合の修補の請求」を受けていない者であること。
- (6) 県発注の他の対象業務において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日会検第 1 号）第 9 条第 3 項に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (7) 県発注の他の対象業務において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該業務の完了期限経過後委託契約約款第31条に基づく業務完了の検査を完了していない者でないこと。
- (8) 県発注の他の対象業務の入札において、同種業務の実績等の要件不適入札書と認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (9) 当該業務の実施体制

ア 配置予定管理技術者は、技術士 森林部門（森林土木）又は建設部門（道路）、認定技術管理者 森林土木部門又は道路部門、R C C M 森林土木部門又は道路部門のいずれかの資格を有すること。照査技術者は、技術士 森林部門（森林土木）又は建設部門（科目指定なし）、認定技術管理者 森林土木部門又は道路部門、R C C M 森林土木部門又は道路部門のいずれかを配置できること（管理技術者と兼務不可）。公告日時点で所属する技術者が 3 名以上いること。

イ 委託の主要部について、再委託または技術協力が無いこと。

- (10) 県発注の他の対象業務の入札において、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退により、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。
- (11) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (12) 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。

なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

ア 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。

② 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。

イ 親会社と子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）

ウ 親会社に人的関係のある会社と子会社

エ 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

オ 事業協同組合とその構成員

- (13) 滞納している県税等徴収金がないこと。
- (14) 県内に本店を有する者
- (15) 「建設コンサルタント業務における共同設計方式の取扱い要領」により、参加表明書とともに資格認定申請を行い、上記（1）から（14）の要件を満たしたと認められた者は、参加することができる。

3 参加表明書の作成・提出に係る事項

(1) 参加表明書の作成様式

様式2号による。

(2) 参加要件資料の作成様式

様式3号による。

(3) 参加要件資料記載上の留意事項

ア 登録状況

建設コンサルタント登録規程その他の登録規定に基づく登録状況を記載すること。

イ 保有する技術職員の状況（専門分野職員の状況）

① 専門分野は、業務内容に応じて必要な分野を適宜設定すること。

② 資格は、技術士、認定技術管理者、RCCMとする。

③ 1人の職員が2以上の専門分野に従事する場合は、主たる専門分野のみに記載し、重複記入をしないこと。

④ 専門分野別技術職員数は、通算経験年数10年未満、10年以上に分けて記入すること。

ウ 当該業務の実施体制

① 配置予定の技術者について記載すること。

② 再委託または技術協力等の予定がある場合は記載すること。

エ 建設コンサルタント等の登録状況、保有する技術職員の状況については、これを証する登録通知及び資格者証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

(4) 担当課・問い合わせ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県林務部信州の木活用課 林道係 （担当）高野義哉、筑紫亮太

電話 026-235-7268（直通）

電子メール rindo@pref.nagano.lg.jp

(5) 参加表明書及び参加要件資料の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年4月22日（火）

（土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで）

イ 提出場所 3（4）に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で3（4）の担当者に確認すること。

ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限る。

(6) 技術提案書の提出者を選定するための基準

技術提案書の提出者は、2の（1）から（15）の要件を全て満たす者とするが、下記に示す要件の審査にあたっては、記載の視点に基づいて審査・選定を行う。

なお、技術提案書提出選定者名は、契約締結後、公表するものとする。

審査項目	審査事項	審査の視点
1 参加資格要件	・建設コンサルタントの登録状況	・登録されているか
2 技術職員の状況	・当該業務の実施に必要な技術職員の在籍状況	・当該業務の内容に近い業務の実績があるか ・関連する資格を有しているか
3 配置予定の技術者	・配置予定技術者の状況	・配置予定技術者がいるか
4 再委託又は技術協力の予定	・再委託の内容	・再委託する業務の内容は適正か（当該業務の主要部分を再委託することにならないか） ・再委託先の選択は適正か
	・技術協力の内容	・技術協力を求める業務の内容は適正か（最先端の技術であるなど、技術協力を求めることに妥当性があるか） ・技術協力を求める先の選定は適切か

(7) 非該当理由に関する事項

ア 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、該当しなかった旨とその理由（非該当理由）を書面により、信州の木活用課長から通知する。

イ 上記アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日（長野県の休日を定める条例（平成元年条例第 5 号）第 1 条に規定する休日（以下「休日」という。）を含めない。）以内に、書面（書式自由）により、信州の木活用課長に対して非該当理由について説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日（休日を含めない。）以内に書面により行う。

エ 非該当理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3（4）に同じ。
- ② 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで。（休日を含めない。）
- ③ 受付方法 原則として電子メール（回答を受ける担当者名、電話番号及び電子メールアドレスを併記すること）とする。なお、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認すること。
- ④ 回答方法 原則として電子メールによる。

(8) その他の留意事項

ア 技術提案書提出の非該当者以外の者への通知は行わない。

イ 参加表明書の提出をした業者名（参加要件資料審査結果表）は、契約締結後、公表するものとする。

4 技術提案書の作成・提出に係る事項

(1) 技術提案書の作成様式

様式 7 号による。

(2) 技術資料の作成様式

様式 8 号による。

(3) 技術提案書記載上の留意事項

ア 配置予定の技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況等

- ① 主な業務経歴は揭示の日の前日から過去 3 年以内に完成した業務とする。（令和 4 年 4 月 1 日から揭示日の前日までに完了した業務。）
- ② 委員会、学会活動等は、現在及び過去 3 年間の実績を記入すること。

- ③ プロポーザル方式による本業務以外で、予定技術者として特定された業務がある場合は、手持ちの業務の記載対象とし業務名の後に「特定済」と記載すること。
- ④ 他の企業等に所属するものを担当技術者とする場合は企業名等も記載すること。

イ 技術者動員計画

- ① 必要に応じて、内訳のさらに詳細な提示を求めることがある。
- ② 費用の積算にあたっては労務単価等、県が公表している価格についてはこれを使用すること。

ウ 技術提案

技術提案は簡潔に記載すること。技術提案にあたって、過去に実施した同業務の成果品の縦覧を希望する場合は 3（4）担当課・問い合わせ先にその旨を申し出ること。

エ 配置予定の技術者の資格、主な業務経歴、同種又は類似の業務の実績については、これを証する契約書、資格証等の写しを添付すること。

オ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

（4） 不明の点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

ア 受付場所 3（4）に同じ。

イ 受付期間 掲示の日から令和 7 年 4 月 22 日（火）まで。

（受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで。休日は除く。）

ウ 受付方法 電子メールとする。

エ 回答方法 長野県ホームページに掲載する。（最終回答日：令和 7 年 4 月 24 日（木））

（5） 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

ア 提出期限 令和 7 年 5 月 9 日（金）必着

（提出時間は午前 9 時から午後 5 時まで。休日は除く。）

イ 提出場所 3（4）に同じ。

ウ 提出部数 8 部

エ 提出方法 持参または郵送とする。

郵送で提出した場合は、到達したことを電話で 3（4）の担当者に確認すること。ただし、郵送の場合は提出期限までに発注機関に到達したものに限り。

オ その他 提出後の技術提案書の差し替え及び再提出は認めない。技術提案書の補足説明資料がある場合は、ヒアリング時に提出することができる。

（6） 技術提案書プレゼンテーションに関する事項

ア 予定日 令和 7 年 5 月 15 日（木）

イ 場 所 長野県庁又は県庁周辺の会議室（詳細について決定次第連絡します。）

ウ 時 間 各社 20 分程度でプレゼンテーションを行い、その後質疑応答を 10 分程度行う。

エ その他 プロジェクター及びスクリーンは県で用意するが、投影操作用のパソコン等必要な機器は、提案者が用意すること。

プレゼンテーション用資料は「Microsoft Office PowerPoint2016」で再生できるものに限り、図表については技術提案書で使用了のものに限る。

プレゼンテーションの日時、場所については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や技術提案書の提出者の数などに応じて変更の可能性があるため留意すること。

詳細については、別途技術提案書の提出者へ通知する。

（7） 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書は、次の基準に基づいて特定される。なお、技術提案書評価結果表（様式 9－1）は、

契約締結後、公表する。（技術提案書提出者名は特定した者のみ公表）

ただし、技術提案書の評価の結果、提出されたすべての技術提案書の評価結果が次のいずれかに該当する場合は、特定者を選定しない。

ア 評価点の合計が配点の 6 割に満たない場合

イ 評価項目のうち、「技術提案の内容」に関する評価点が配点の 6 割に満たない場合

評価項目	評 価 事 項		評価の視点（例）
配置予定の技術者の資格等（20 点）	管理技術者（10 点）	資格	必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	当該業務の内容に近い業務経験があるか
		手持ち業務量	当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	照査技術者（5 点）	資格	必要な専門分野の資格を有しているか
		業務経歴	豊富な経歴を有しているか
		手持ち業務量	当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
	担当技術者（5 点）	業務経歴	豊富な経歴を有しているか
		同種・類似業務の実績	当該業務の内容に近い業務経験があるか
		手持ち業務量	当該業務を実施するのに十分な余裕があるか
技術者動員計画（5 点）	技術者動員計画（5 点）		効率的な技術者動員計画となっており、当該業務を実施するのに妥当なものか
業務実施体制・業務遂行能力（10 点）	業務実施体制（検討委員会等の設置を含む）（5 点）		当該業務を実施するのに適切な業務実施体制（検討委員会等の設置を含む）であるか
	業務の進め方及び工程（5 点）		計画性の高い業務の進め方及び行程であるか
技術提案の内容（50 点）	デジタル情報収集調査に関する技術、手法（10 点）		技術提案を求める具体的な内容に対する的確性、独創性、実現性、効率性、経済性に優れた内容であるか
	デジタル情報基盤整備に関する技術、手法（10 点）		
	デジタル情報活用人材育成の現地研修会、ヘルプデスク設置の方法（10 点）		
	ワークショップとその試行・伴走支援に関する手法（20 点）		
技術者の技術力及び意欲等（5 点）	プレゼンテーションにより、技術力や意欲を判断する		当該業務を実施するのに必要な技術力や意欲があるか
費用と技術提案の整合性（10 点）	採点すべき優れた技術提案に加点		技術提案に優れ、費用も合理的かつ経済性が高い内容であるか
評 価 点 の 合 計 結 果（100 点）			

（８） 特定者への通知に関する事項

特定した者に対して、信州の木活用課長から特定した旨の通知を行い、随意契約を行う。

（９） 非特定理由に関する事項

ア 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面により、信州の木活用課長から通知する。

イ 上記アの理由を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 10 日（休日を含めない。）以内に、書面（様式自由）により、信州の木活用課長に対して非特定理由についての説明を求めることができる。

ウ 上記イの回答は、説明を求める書面を受理した日の翌日から起算して 10 日以内(休日を含めない。)に書面により行う。

エ 非特定理由の説明請求の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

① 受付場所 3 (4) に同じ。

② 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで。(休日を含めない。)

③ 受付方法 電子メールとする。

なお、到達したことを電話で 3 (4) の担当者に確認すること。

④ 回答方法 原則として電子メールによる。

(10) その他の留意事項

ア 提出された技術提案書は、返却しない。

イ 技術提案書の作成及び提出に係る費用、その他本プロポーザルの参加に関して要した一切の費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された技術提案書は、技術提案書の特定以外には提出者に無断で使用することはない。

エ 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加停止を行うことがある。

5 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 関連情報を入手するための窓口 3 (4) に同じ

(3) 必要に応じて参加表明書に関するヒアリングを行う場合がある。

(4) 必要に応じて技術提案書に関する補足資料を求める場合がある。

(5) 今後、実施を予定する森林路網 D X 推進事業森林路網(林道)デジタル情報収集調査業務の業務内容が本年度と基本的に同様で、改めて技術提案を公募して最適候補者を選定する必要がないと判断した場合、随意契約により業務を実施する場合がある。